

ラオスにおける会計・監査法人の事業許可及び監査役について

2021年4月19日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

会計・監査業務は、2019年にラオス政府が定めた14分野11業種のネガティブ事業¹リスト内の業種に該当し、事業を始めるためには、企業登録の前に、計画投資省のワンストップサービスにおいて、投資許可を取得することが義務付けられています。



会計・監査業務については、2014年7月22日付「独立監査法（Law on Independent Audit）」に規定されています。今回に財務省より発行された2021年2月16日付「会計・監査法人の事業許可及び監査役²（Statutory Auditor）に関する合意（No.0875）」は、2014年の一時的なガイドライン（No.007）にとってかわるものであり、2019年のネガティブリスト改正の内容と整合性をとるために発行されました。

会社設立や業務内容に関する詳細な規定は独立監査法を見る必要がありますが、同法には、外国の監査法人に対する要件が記載されていないので、それらを中心に解説いたします。

2. 会計事務所の事業許可要件（合意第6条）

会計業務の事業許可書を取得しようとする個人及び法人は、次の条件を満たす必要があります。

- ①公認会計士であること
- ②The Lao Chamber of Professional Accountants and Auditorsのメンバーであること
- ③公務員でないこと、他の会社の経営者、株主及び社員でないこと
- ④財務・会計上で犯罪歴がないこと
- ⑤上級の会計担当者が少なくとも3人以上いること
- ⑥過去に会計・監査業事業許可証を剥奪されたことがないこと

3. 監査法人の事業許可要件（合意第7条）

¹ 2019年2月26日付 [ニュースレター](#) において解説。

² A Statutory Auditor is an auditor eligible for signing an auditor's report on behalf of the audit firm. (Article 3, Law on Independent Audit.)

※①から④は上記、会計事務所と同じ要件

⑤外国人である場合、公認会計士、会計事務所、監査法人のその国の資格証明があること

⑥個人経営である場合、公認会計士が少なくとも2人以上、上級の会計担当職員が数名いること

⑦全株主の5分の3以上が、公認会計士であること

⑧過去に会計・監査業事業許可証を剥奪されたことがないこと

外国の監査法人の場合、上記①から⑧に加えて、次の条件を満たす必要があります。

①グループ会社又は親会社の経営が安定していること

②支店又は代表事務所のマネージング・ダイレクターは、独立監査法に則った公認会計士であること

③親会社からの支店又は代表事務所設立に関する委任状があること

④労働関連法に基づき専門家等の人員を配置させること

4. 監査役の要件

監査役は、公認会計士である必要があり、監査法人のマネージング・ダイレクター又は監査業務執行責任者³（Engagement Partner）である必要があります（合意第8条）。

5. 会計・監査事業における事業許可取得手続き

計画投資省において投資許可証を取得し、商工業省において企業登録が完了したのち、以下の書類を揃て、事業許可証を財務省より取得する必要があります（合意第10条）。完全に揃った書類を財務省が受理した後、10営業日以内に事業許可証が発行されると規定されています（合意第12条）。

①財務省所定の申請書

②公認会計士資格証明証の写し

③会計士の経歴書

④公務員または会社の社員の場合は、退職証明証

⑤The Lao Chamber of Professional Accountants and Auditors の会員証の写し

³ An Engagement Partner is the partner in the audit firm who is responsible for carrying on the engagement and its performance and for the auditor's report issued on behalf of the firm. (Article 3, Law on Independent Audit.)

- ⑥ID カード又はパスポートの写し
- ⑦マネージング・ダイレクターの顔写真（3 cm×4 cm） 2枚

外国の監査法人である場合、上記①から⑦に加え下記の書類が必要となります。

- ①親会社の過去の実績報告書
- ②親会社からの支店設立に関する委任状
- ③親会社からのラオスに常駐する責任者の選任レター

なお、監査法人のマネージング・ダイレクター又は監査業務執行責任者は、事業許可証を取得後 30 日以内に、必要な書類を揃えて、監査役としての認証を財務省より受ける必要があります（合意第 13 条）。認証に必要な書類は以下の通りです（合意 11 条）。

- ①財務省所定の申請書
- ②公認会計士資格証明証の写し
- ③The Lao Chamber of Professional Accountants and Auditors の会員証の写し
- ④所属している会社からのマネージング・ダイレクター又は監査業務執行責任者であることを証明するレター
- ⑤監査法人の事業許可証の写し
- ⑥ID カード又はパスポートの写し
- ⑦3 カ月以内に撮影した顔写真（3 cm×4 cm） 2枚

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014年、2015年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal